

西播磨水道企業団告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3年度における一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及び登録申請について次のとおり定めたので、西播磨水道企業団の契約に関する規程（昭和48年管理規程第25号）第2条第2項及び第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月11日

西播磨水道企業団
企業長 篠崎 保伸

1 一般競争入札及び指名競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可及び建設業者の経営に関する事項の審査を受けていること。ただし、経営事項審査は審査基準日から1年7か月以内のものに限り有効とする。したがって、入札公告前日及び西播磨水道企業団と契約する時点には、必ずその前1年7か月以内に経営事項審査の結果通知を受領していなければならない。
- (3) 建設工事入札参加資格申請者は、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」の全てに加入していること。
- (4) 測量・建設コンサルタント及び地質調査等の業種にあつては、営業に関し法律上必要とする登録を受けていること。
- (5) 国税又は地方税等を滞納していないこと。

2 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の1年間とする。

3 受付期間

令和3年1月25日（月）から令和3年1月29日（金）まで

4 提出方法

- (1) 郵送（簡易書留、特定記録郵便、レターパック等郵便追跡サービスが利用できる郵送方法に限る。）
- (2) 受付期間外の消印で到着した申請書は無効とする。この場合は、送料着払いにより返送する。
- (3) 封筒の表に朱書きで「参加資格審査申請書在中」と明記すること。
- (4) 当企業団の受付票は発行しない。必要な場合は、返信用封筒（切手を貼付、返信先を記入）及び受付票（任意様式）又は返信用はがきを申請書に添えて提出すること。
- (5) 申請手続についての問合せは、電話0791(22)9370 財政課財政係へ

5 提出先

〒678-0024 兵庫県相生市双葉一丁目4番21号 西播磨水道企業団 水道部 財政課

6 提出書類

提出書類は、番号順にA 4縦の左側紐とじ（ファイル不要）で提出すること。

【建設工事】

- (1) 令和3年度 一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査票 [様式第1号]
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事） [国土交通省様式①-1]
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
ただし、経営規模等評価結果通知書審査基準日が、入札参加資格申請日から1年7か月以内のもの
- (4) 許可証明書（又は許可通知書）の写し
- (5) 工事経歴書
- (6) 技術者名簿
- (7) 営業所一覧表
- (8) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書又はこれの写し
- (9) 国税（消費税額含む。）の完納証明書又は地方税の納税証明書若しくはこれの写し
- (10) 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- (11) 印鑑証明書（写し可。ただし、写しの場合は、申請者において、印鑑証明書の裏面に原本と相違ないことを証明する旨の記載が必要）

【測量・建設コンサルタント業務等】

- (1) 令和3年度 一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査票 [様式第1号]
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） [国土交通省様式①-1]
- (3) 経営規模等総括表
- (4) 登録証明書又はこれの写し
- (5) 業務実績調書
- (6) 技術者経歴書
- (7) 営業所一覧表
- (8) 営業経歴書（営業の沿革）
- (9) 財務諸表
- (10) 国税（消費税額含む。）の完納証明書又は地方税の納税証明書若しくはこれの写し
- (11) 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- (12) 印鑑証明書（写し可。ただし、写しの場合は、申請者において、印鑑証明書の裏面に原本と相違ないことを証明する旨の記載が必要）

7 競争入札参加資格審査の結果通知

競争入札参加資格審査の結果、資格を有しないと認定された者にはその旨を通知する。

8 変更等の届出（郵送可）

- (1) 申請登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに変更事項が記載された変更届を提出すること。
- (2) 申請登録された建設業の許可（コンサル業務の登録証明書を含む。）及び経営規模等評価結果通知書の有効期限内（建設業の許可及びコンサル業務の登録証明書は有効期間5年、経営規模等評価結果通知書は審査基準日から1年7か月以内のもの）に、最新の写しを本企業団に提出すること。（申請登録された有効期限内に最新の写しが提出されなければ、資格なし又は資格休止となる。）

9 その他

書類の提出については、別添の「令和3年度一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査申請書類提出に当たっての注意事項」を参照すること。